

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

青森公立大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 青森公立大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

青森公立大学（設置者：公立大学法人青森公立大学）
青森県青森市大字合子沢字山崎 153 番地 4

2 学部等の構成 ※2025年5月1日現在

【学部】

経営経済学部 経営学科、経済学科、地域みらい学科

【研究科】

経営経済学研究科(博士前期課程) 経営経済学専攻
経営経済学研究科(博士後期課程) 経営経済学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025年5月1日現在

【学生数】 学部 1,257 名、研究科 6 名

【教職員数】 教員 43 名、職員 29 名

4 大学の理念・目的等

青森公立大学は、1993 年度に、経営経済学部経営経済学科の 1 学部 1 学科体制で開学した。1997 年度には大学院経営経済学研究科(修士課程)を設置した。2006 年度には、経営経済学科を経営学科及び経済学科に分割するとともに地域みらい学科を設置し、1 学部 3 学科体制となっている。2007 年度には、大学院を区分制博士課程へ改編し、博士後期課程を設置するとともに修士課程を博士前期課程に変更した。2009 年度に、青森市を設立団体とする公立大学法人青森公立大学へと移行している。

青森公立大学の基本理念は、「人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与すること」として掲げている。基本理念を受けて、学部及び大学院において、以下の教育理念を掲げている。

学部

- I 教育に責任をもち、社会に対して教育の質を保証します。
- II 学部教育ではなく、学士教育に徹します。
- III 地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献します。

大学院

- 博士前期課程：経営学的アプローチと経済学的アプローチの融合と総合を通して、経営経済領域における諸課題の発見、分析及び解決に至る柔軟な思考力と専門的な能力を身につける。
- 博士後期課程：経営学と経済学の複合的アプローチを通して、錯綜する経営・経済現象を解明するための、21 世紀にふさわしい創造的な教育研究を行う。

大学の目的は、基本理念に則り、学則第 1 条に「人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「経営学と経済学についてのより高度な学際的・総合的な思考力及び専門性を備えた人材の育成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学院として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

青森公立大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

青森公立大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準 1、基準 2、基準 3 のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、青森公立大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 学生に対する学修・生活支援として、開学当初から導入している GPA(Grade Point Average)制度に基づき学修アドバイザーが成績不振者に対して面談を行う取組みや、学生担当会議を中心としたアンケートによる成績不振の実態把握等、学生のニーズと特徴を踏まえた、学生生活支援体制の充実に向けた継続的な取組みを行っている。
- 学部教育理念「地域に開かれた大学として地域社会の発展に貢献する」に基づき、「青森まるっとよいどころ祭り」での学生と教員によるイベントの企画・出展を通じた地域との協働や、大学院公開セミナー等の公開講座の開設、大学と連携協定を締結する自治体訪問等、地域貢献・地域連携活動を積極的に展開している。

【改善を要する点】

- 学部及び大学院のディプロマ・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学生が身に付けるべき資質・能力の目標、どのような学修成果を上げれば卒業・修了を認定し、学位を授与するのかという方針を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、自己評価委員会と学務運営会議等の各委員会間の関係性を整理・明確化し、全学的な意識共有を図る等、学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。
- 教員組織の編制については、年齢構成を踏まえた計画的な教員採用等、適切な管理・運営が望まれる。
- 大学院のディプロマ・ポリシーと授業科目の関係及び教育課程の体系性については、学修者本位の観点から、学生にわかりやすく明示することが望まれる。
- 大学院の成績評価については、学修者本位の観点から、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 大学院のシラバスについては、学修者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、申し立てのプロセスを整理し、学生に明示することが望まれる。
- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、全学としての点検・検証のプロセス及び具体的な手順・方法等を整理・共有し、定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。

○学修成果の把握・可視化については、教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、全学の方針を明確化し、EPXシステム等の各種取組みの組織的な運用による教育改善への展開が望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、青森公立大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じて教員を配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。点検評価ポートフォリオ提出時点では、経営学科の教員数が1名不足していたが、2026年4月付で1名を採用すること、経営経済学研究科博士後期課程の研究指導補助教員数が1名不足していたが、2025年度秋学期から新たに1名を研究指導補助教員としたことを確認した。ただし、教員組織の編制については、年齢構成を踏まえた計画的な教員採用等、適切な管理・運営が望まれる。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って成績評価、単位認定、修了認定を実施している。ただし、学修者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関係及び教育課程の体系性については、学生にわかりやすく明示すること、成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、シラバスについては、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、各授業科目における記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。

学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、申し立てのプロセスを整理し、学生に明示することが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。学術、芸術等の紹介及び振興を目的とした施設として国際交流ハウス、アートを身近に感じることを目的とした施設として国際芸術センター青森を、キャンパス内に置いている。そのほか、教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織を適切に設けている。また、学生の厚生補導については、修学、保健衛生管理、生活相談、奨学を主に担う組織として教務・学生チームを設置しているほか、進路選択・就職を主に担う組織として入試・就職チームを設置し、同チームのもとでキャリアセンターを中心に就職専門員・企業連携推進員と連携しながら就職支援に取り組む等、適

切に対応を行っている。さらに、学生支援に関することについては、学修アドバイザー制度による学生生活全般の支援を行う等、適切に対応を行っている。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学部及び大学院のディプロマ・ポリシーについては、学生が身に付けるべき資質・能力の目標、どのような学修成果を上げれば卒業・修了を認定し、学位を授与するのかという方針を明示すること、学部及び大学院のカリキュラム・ポリシーについては、教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方を明示すること、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に明示することが求められる。

また、学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、全学としての点検・検証のプロセス及び具体的な手順・方法を整理・共有し、定期的・継続的な点検・検証の充実が望まれる。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。Web サイトについては、総務企画グループ財務情報管理チームが管理している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする自己評価委員会を置いている。各種委員会・会議等の組織は、各組織の規程に示された所掌事項について自己点検・評価を行ったうえで、自己評価委員会に結果を報告する。同委員会はその結果を踏まえ、各組織が所掌する業務内容の把握及び評価を行い、必要に応じて各組織に対する改善指示を行う仕組みとしている。また、自己点検・評価の実施及び自己点検・評価結果の Web サイトへの公表については、2024 年度までは認証評価の受審サイクルに合わせて行ってきたが、2025 年度から見直し、各年度の初めに行うこととしている。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価については、学校教育法第 109 条の趣旨を踏まえ、自己評価委員会と学務運営会議等の各委員会間の関係性を整理・明確化し、全学の意識共有に基づく学長を責任者とする内部質保証の充実が望まれる。

教員と事務職員等に対し、FD・SD 推進委員会が主体となってファカルティ・ディベロップメント(FD)・スタッフ・ディベロップメント(SD)研修を実施する等、適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特に ICT 環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。ICT 環境については、大学の情報システムの更新及び運用に関する事項について審議する情報システム委員会を置いているほか、情報システムを安全に運用するための情報管理室を置き、インフラ・ネットワークの整備・運用に努めている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、内部質保証の推進の責任を担う自己評価委員会を中心に行っている。教育に関わる事項の内部質保証を機能させる PDCA サイクルとして、学部においては学務運営会議、教務担当会議、及び学生担当会議、大学院においては大学院運営会議が、各会議規程に定める所掌事項について自己点検・評価を行い、抽出した課題や事業の PDCA の状況を自己評価委員会に報告し、同委員会が各部局に対して改善指示等のフィードバックを行う体制としている。この体制は 2025 年度に構築されており、今後は同体制に基づく継続的な自己点検・評価の実施が期待される。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って 5 つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「授業改善活動の推進【学修成果】」

授業に対する学生の評価を把握するため、学部の各授業の最終回において、授業評価アンケートを実施している。授業内容や担当教員に関する設問で構成された同アンケートは、教務担当会議が中心となり、実施、収集、分析、審議を行っている。集計結果に対して担当教員が回答及びコメントを付し、集計結果とともに、学生、教員、事務職員に公開している。

また、学修の総合的な質に対する学生の自己評価を把握するため、卒業期アンケートを実施している。同アンケートは、学部のディプロマ・ポリシーに対する達成度や学修面の満足度、大学への要望等に関する設問で構成しており、学生担当会議が中心となり、実施、収集、分析、審議を行っている。

両アンケートの結果は、学務運営会議、部局長会議、教授会に報告し、全学的に共有している。両アンケートの直近 5 年度の結果分析から、従来の成績評価基準では各授業科目の目標達成度の可視化に課題があることが明らかになったことを踏まえ、学生による自身の成績の客観的な把握を可能とするため、成績評価基準の明確化やシラバスの改編等に取り組んでいる。

学修成果の可視化に係る全学の方針の策定や、GPA 制度に基づきディプロマ・ポリシーに則った学修状況をレーダーチャートで可視化する EPX システムの結果の学生へのフィードバック、同システム及び各アンケートの教育改善への活用は今後の課題となっている。教学マネジメント指針の趣旨を踏まえ、全学の方針を明確化し、EPX システム等の各種取組みの組織的な運用による教育改善への展開が望まれる。

・No.2「学生生活支援体制の充実に向けた継続的な取組み」

大学入学後の環境変化により身体面や精神面で諸問題を抱える学生を支援するため、学生生活支援の取組みとして、2003 年から学修アドバイザー制度、2024 年度から成績不振者アンケートを実施している。

学修アドバイザー制度は、学部 1 年次の科目「大学基礎演習」の担当教員が学修アドバイザーを兼任し、教務・学生チームと連携しながら面談等の学修支援を行う制度で、学生の相談窓口として機能している。特に成績不振者には、面談を通じて学修支援を行い、面談の結果は対応した教職員や教務・学生チームに加え、学長、学部長、教務担当・学生担当の各特別補佐等とも共有し、全学として組織的に一貫した支援活動を実施している。

また、教務・学生チームにおいて、2021 年度に設置した学生相談室を利用している学生の相談傾向等を分析した結果から、学生の特徴やニーズの把握を行う必要性について学生担当会議で共有し、2024 年度から成績不振者アンケートを試行している。同アンケートでは、成績不振者の実態把握を通じて在学生の潜在的なニーズを確認するとともに、アンケートの結果を各委員会及び学務運営会議に共有し、学生支援体制の充実につなげる仕組みとしている。

以上のように、初年次の段階から学生の成績状況に応じた面談対応を組織的に実施しているほか、アンケート結果から成績不振者が抱える課題を学修面・生活面の両面から把握のうえ、学修への適応を促す等、学生のニーズと特徴を踏まえた学生支援体制を構築している点は高く評価できる。

・No.3「学生のスキルアップ支援」

大学の教育目的である「経営経済の専門性を備えた教養人の育成」を実現するため、学生のスキルアップ支援として、国際交流委員会を中心に留学支援、経営学科会計担当教員及び総務企画チームを中心に会計関連資格取得支援、教職委員会を中心に教職課程の充実に向けた取組みを行っている。

留学支援では、2015 年度から「ニュージーランド短期語学研修」及び「イギリス・スターリング大学学生派遣」を実施しており、後者では成績優秀者を対象に派遣先大学が経費を全額負担する支援等を行っている。派遣学生の学修状況は、留学後の成績評価、報告会、報告書等をもとに把握し、国際交流委員会において学生の留学前後の学力推移等を確認するとともに、分析結果を「国際交流委員会自己評価」としてまとめている。また、会計関連資格取得支援では、「ビジネス会計検定試験」の対策講座を開講し、受験状況を教育研究審議会及び教授会に報告している。さらに、教職課程については、2011 年度から実施している「教職で必要とされる資質能力」の調査結果から学生の資質能力の推移について教職委員会が分析等を行っており、その結果を教育実習事前事後指導における ICT 機器を用いた模擬授業の実施等につなげている。2025 年度からは、教職課程自己点検・評価報告書をまとめ、Web サイトに公表している。

・No.4「学部入試実施状況の分析と志願者確保に向けた取組み」

18 歳人口減少下における入学志願者の確保へ対応するため、学部入試実施状況の分析結果を踏まえ、志願者確保に向けた取組みを行っている。

入試実施状況の分析では、入学者選抜の実施に関する事項を所掌する学部入試委員会において、県内外の志願者数等の状況を分析し、その結果から抽出した志願状況の課題をもとに入学者選抜方法の変更の検討を行った。2027 年度入試からの一般公募型の学校推薦型選抜の導入については、入学者選抜に係る基本方針等に関する事項を所掌する入試戦略会議の議を経て、Web サイトに公表している。

また、志願者確保に向けた具体的な取組みとして、入試業務に精通した専門人材である「入学者選抜専門監」を雇用している。専門監は、青森県内を含む東北地方を中心に延べ約 150 校の高校訪問を行い、入試に関する情報収集の結果を入試委員会に報告する等、入試実施状況の分析及び学生募集活動の策定を支える役割を担っている。加えて、高大連携の取組みとして、青森市内を中心に「高大連携事業特別講座」を開催しているほか、県外の高校教員を対象とした懇談会を開催している。

・No.5「研究活動の推進【研究環境整備】」

教育研究成果を地域に還元することを通じた産業経済の発展等を目指し、部局長会議及び教育研究審議会の所掌による戦略的研究助成事業の実施、地域連携センター運営委員会の所掌による地域貢献研究活動等推進費の助成等、研究費助成の取組みを行っている。

戦略的研究助成事業については、部局長会議及び教育研究審議会において制度の運用や見直しを行っている。2013 年度の設置当初は、研究活動の透明性と公平性を担保するため、申請主義による公正な評価システムを構築し、「公募型」及び「顕彰」の運用を開始したが、2018 年度に新設した「指名型」では、大学の教育改善や地域貢献に寄与する取組み等に対して研究支援を行う仕組みとする等、制度の拡充を図っている。

また、地域貢献研究活動等推進費は、地域との連携強化や萌芽的研究を支援することを目的に、地域連携センターが所掌している。同推進費の採択者は、地域連携センターの兼任研究員として登録され、同センターが実施する各種地域貢献事業に参加する仕組みとする等、地域貢献に寄与する研究活動を推進している。

研究費以外では、部局長会議の所掌のもと、教員のサバティカル制度を導入している。2022 年度に実施したアンケートでは、授業負担や委員会負担等の課題を確認し、その結果を踏まえ、非常勤講師の採用及び委員会負担軽減措置等を行っている。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「複眼的視点を持った人材育成」

学部では、大学の教育目的である「経営経済の専門性を持った教養人の育成」を実現するため、専門科目と教養科目の配置の工夫や、他学科科目の履修の推奨等を行っている。

科目体系については、経営学基礎論、会計学基礎論、経済学基礎論を全学科の必修科目としたうえで、各学科の開講科目のうち、特に重要と考えるものを「他学科展開科目」として指定している。科目の指定や拡充等はカリキュラム検討委員会で行い、2014年度に各学科の他学科展開科目の拡充を審議する等、カリキュラム検討のタイミングに合わせて審議を行っている。指定科目は学生便覧に記載し、学生はその情報をもとに履修計画を立てている。また、必修科目以外には、教養・ACB(アカデミック・コモン・ベーシックス)分野の演習の履修も可能にしている。

また、研究科では、入学後の学生に対し、大学院基礎演習において経営学、会計学、経済学の研究方法や考え方を紹介していることに加え、研究指導計画等において、必要に応じ他専修の科目履修についてもアドバイスを行っている。

・No.2「GPA 制度による教育の内部質保証」

大学の教育目的である「経営経済の専門性を持った教養人の育成」のため、1993年の開学時からGPA制度を導入している。同制度は主に教務担当会議が所掌し、履修規程に定めるGPAの計算方法により、各学期のGPA及び在籍期間を通しての累積GPAを算出している。

また、在学4年間における累積GPA2.00以上の取得を学士課程修了の要件とし、4学期連続GPA2.00未満かつ累積GPA2.00未満となる学生には退学勧告を行う運用としている。なお、退学した学生は科目等履修生として授業を履修し、成績回復ができた場合には再入学ができる仕組みとしている。

同制度は、問題を抱えた学生の早期発見にも活用しており、学部1年次の春学期にGPA1.00を下回った学生には学修アドバイザー、退学後の科目等履修生には学生担当会議委員が面談等を行い、学生の問題把握、学生支援につなげている。また、GPA3.70以上の学生を成績優秀者として表彰する等、高いGPAの取得に対する学生の動機づけにも取り組んでいる。

GPAの結果は学生担当会議等の各種会議・委員会において学生支援等に活用しているほか、2022年度からは、ディプロマ・ポリシーに則った学修状況としてEPXシステムにおいてGPAを可視化し、履修相談の対応等に活用している。

・No.3「地域貢献・地域連携に関する活動の推進」

地域連携センターが中心となり、「青森まるっとよいどころ祭り」や兼任研究員制度、地域訪問活動、大学院公開セミナー等の公開講座等を通して、地域との交流と教育・研究の場の創出に取り組んでいる。

「青森まるっとよいどころ祭り」は、青森県内の特産品を集め、地域に紹介する物産展として開催している。準備から開催まで兼任研究員の教員とゼミ生が企画・運営に携わっており、自治体や地域企業を訪問のうえ出展企画等を行い、当日の出展ブースでは地域住民と協働で運営に取り組んでいる。

兼任研究員については、2018年度から地域を対象とする自主研究や自主事業、地域の要請に応じる受託研究、受託事業を行う教員と位置付けている。地域連携センターは、「地域貢献研究活動等推進費」の助成を行う等、兼任研究員が地域研究を担うための研究支援に取り組んでいる。

さらに、大学院公開セミナーや経営塾、語学、教養等の公開講座の運営を支援している。講座を企画する教員は、受講者アンケート結果等から把握した地域のニーズを企画内容に反映させ、講座を実施している。また、連携協定を締結する自治体に毎年度訪問し、「青森まるっとよいどころ祭り」の参加依頼やOB・OG訪

問、自治体から大学への協力要請を行う等の地域貢献活動に取り組んでいる。

以上のように、地域住民からの要請を受けて開学に至った大学設置の背景を踏まえ、「地域に密着した大学」として、地域企業等との交流や教育・研究の機会創出に継続的に取り組んでいる。

・No.4「キャリア意識向上・就職支援」

学生のキャリア・就職支援については、カリキュラムの中にキャリア教育科目を組み込んでおり、同科目を大学の学びと連動するキャリア形成の意識を育む機会と位置付けている。また、学生への就職指導支援は、就職指導委員会で協議された方針に則り、キャリアセンターを中心に展開しており、就職専門員及び企業連携推進員と連携しながら、企業との情報交換や就職支援講座の運営等を行っている。

キャリア教育については、全学年を対象としたキャリア形成講座を年2回開催しているほか、学部1年次から3年次の各学期にキャリア形成論やインターンシップ等のキャリア教育科目を配置している。

就職指導支援については、キャリアセンターで、年間を通して、就職支援講座等の企画・実施、求人情報の公開、エントリーシートや模擬面接の実践指導を行っている。また、学部3年次向けに「就活ハンドブック」、保護者向けに「キャリア形成通信」を発行している。さらに、キャリアセンターに常駐する企業連携推進員及び就職支援担当の職員が県内外の企業訪問を行っているほか、そこで得られた情報をもとに、学内企業説明会や県内企業バスツアーの企画等に取り組み、高い就職実績につなげている。

なお、本基準の取組みのNo.3の取組みをもとに、「地域に開かれた大学としての地域貢献・地域連携活動の推進」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

評価審査会において、「青森まるっとよいどころ祭り」で学生を受け入れた地域の連携機関からは、参加学生からの意見は受け入れ側にとって良い刺激になり、今後も大学との連携を行っていく方向であるとの意見が挙がり、学生との交流が有益な機会となっていることや、大学との地域包括連携のもとで継続的な関係構築ができていることを確認した。

また、「青森まるっとよいどころ祭り」に参加した学生からは、地域の新たな魅力を知る機会となったこと、地域住民と協力しながら地域活動を実体験できたこと、経験を卒業論文に活かしたいと考えたこと等が意見として挙がり、地域に対する理解を深めるだけでなく、学生自身の学びにも活かす機会となっているとの発言があった。

設置自治体からは、公開講座をはじめとする各種取組みは地域のニーズに応えた公立大学ならではの強みを活かした活動と考え、学生が取組みから得た学びを通して地域への理解を深めるための活動を大学に担ってもらいたいとの要望があり、取組みの継続的な実施とさらなる進展を大学に提言した。

関係者からの意見を受け、取組みの企画・運営に携わった教職員との意見交換では、地域とのマッチングにおいて、取組みに参加する学生を単なる労働力とせず、日常的に学ぶ経営学・経済学を実践する場として参加させるための工夫を行っていることや、取組みのさらなる進展の方向性として、地域の高校との高大連携や他大学との連携についても充実させていく方向であることを確認した。一方で、取組みにかかわる兼任研究員は特定の教員に偏る面があることや、教員・学生が地域活動を行うための移動経費等の拡充も必要であるとの説明があり、取組み体制の強化が課題となっていることについて意見交換した。

全体を通して、大学は、地域との継続的な連携・協働関係を築き、学生の地域を深く理解する機会の提供を行うことを通じて、地域との密接な交流を持ちながら地域貢献・地域連携活動の充実化に取り組んでいることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが規定され、義務化されている。今回青森公立大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 1 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 5 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表

認定証

Certificate

青森公立大学

Aomori Public University

貴大学は一般財団法人大学教育質保証・評価センターが実施した大学機関別認証評価において大学評価基準を満たしていることを証する

This is to certify that Aomori Public University meets the standards for evaluation and accreditation of universities set by Japan Association for Quality of University Education.

2026年3月16日

March 16, 2026

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター
代表理事 近藤 倫明

Michiaki KONDO, President
Japan Association for Quality of University Education

